

商工 会報 よしか



2025年1月発行

発行 吉賀町商工会

会長 松前享司

本所 鹿足郡吉賀町広石562

TEL (0856) 77-1255

FAX (0856) 77-1640

支所 鹿足郡吉賀町柿木538-1

TEL (0856) 79-2239

FAX (0856) 79-2230

(URL)<http://yoshika.shoko-shimane.or.jp>

(E-mail)yoshisho@sun-net.jp

新年のご挨拶

あけましておめでとようございます

令和七年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年中は、本会の各般にわたる事業活動に際しまして多大なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在の経済情勢は長期に渡るコロナ禍を経て、経済活動が正常化しつつある一方で、円安や物価高騰、原材料価格の高止まり、人材不足、最低賃金の引上げ等、中小、小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、当商工会では島根県、吉賀町へ管内事業者の事業継続のための支援策の要望活動など行っておりま

いました。吉賀町におかれましても、昨年、原油価格や物価高騰の影響を受けた事業

者の負担軽減と事業継続及び雇用維持のための支援金制度を創設し、事業者の事業継続にご支援いただきました。

今後、国、県、町等の関係機関との連携を密にして、会員の皆様の支援活動に役職員一丸となって取り組んで参ります。

本年も変わリませず格別のご支援を賜りますと共に、皆様のご多幸を心からご祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。

吉賀町商工会

会長 松前享司



女性部コーナー

🌲🏠 きん祭みん祭農業文化祭（出店） 🏠🌲

令和6年11月3日（日）に『きん祭みん祭農業文化祭』が開催され、出店いたしました。前日は大雨で会場での準備が中止になるなど不安もありましたが、当日は良いお天気となり多くの来場者で賑わいました。吉賀町商工会女性部は味自慢の“いのしし汁”と“わさび寿司”をそれぞれ100食ずつ販売しましたが、午前中で全て完売し大盛況のうちに終了となりました。



🎁 よしかいいものギフトセット 🎁

吉賀町商工会女性部では、女性部活動や地域の活性化、吉賀町の魅力を県内外へ発信することを目的として、令和5年度より「よしかいいものギフトセット」の販売を行いました。

生産者・製造者・消費者をつなぎ、吉賀町の魅力をより多くの方に知っていただくきっかけづくりとしてスタートしたプロジェクトですが、今年度も県内・外からたくさんのご注文・お問い合わせをいただきました。

ごはんセット



ティータイムセット



晩酌セット



🌸 チューリップ鉢植え（小学校新一年生にプレゼント） 🌸

『地域振興活動事業』として定着した、小学新一年生へプレゼントするチューリップの鉢植えを今年も行いました。毎年たくさんの方に喜んでいただき大変嬉しく思っています。今年度は31名の卒園児のみなさんへプレゼントしますが芽が出るまで商工会本所前の花壇でお世話をします。



※商工会女性部の活動につきましては、

「島根県商工会女性部連合会」のHPに掲載されておりますので、ぜひご覧下さい。

青年部コーナー

《絆感謝運動を実施しました》

全国商工会青年部連合会では青年部及び地域における「絆」について確認・感謝するとともに、今後もさらに強化していくこと等を目的とし、6月10日商工会の日に、地域貢献事業等を「絆感謝運動」として全国一斉で実施しています。

吉賀町商工会青年部では部員3名で岩国市との境と、津和野町との境の2か所の「ようきんさった吉賀町」の看板をボランティアで清掃しました。町の玄関口にある看板が白く輝きを取り戻しました。このような商工会青年部の取り組みは島根県商工会青年部連合会のHPにも掲載しています。



買い物支援への取り組みについて

吉賀町はこの20年間で旧六日市町地区、旧柿木村地区ともに人口減少率が27%となっており、島根県の同時期の人口減少率が11.8%であることを考えると急速な人口の減少が進んでいます。人口減少に伴い、小売業を営む事業者数も同時期で約30%の減少となっており、商店が少なくなり買い物が不便な状況の地区が増えています。吉賀町商工会ではこのような課題に取り組むために、今年度、商工会地域振興活動強化事業という補助事業の申請を行い、採択を受けました。この事業では、主に柿木地区を中心として商店が少なくなり生活必需品の買い物などが不便になっている地域での買い物支援事業と一緒に取り組んでくださる方を募集しています。12月に首都圏を中心に名古屋、大阪、広島、福岡で「移住」などのキーワードで検索した方に向けてWEB広告を実施し、現在2件の問合せを頂いたところです。広告が表示された方がこの広告をクリックしてくれる確率は、8.5%で、平均の3~5%を大きく上回り、想定以上の反響を得ています。応募者と連絡を取り合い、今後は伴走型で事業に関する支援を行い、定住などについては吉賀町と連携して支援を行います。詳しくは吉賀町商工会のHPに掲載しておりますのでご覧ください。

商工会として地域を守っていくために

柿木地区では商店が少なくなり、交通弱者の方などは生活必需品の買い物が困りごです。スーパーやホームセンター、ドラッグストアまではバスで片道1000円以上……

そこで
2つの手段を提案します

① 空き店舗で開業

柿木地区内には10店舗を超える未活用の空き店舗があります。空き店舗マップを製作します。公開はできませんが連絡いただければお渡しし、開店まで伴走型のサポートを行います。

空き店舗を活用した商店の開店は地域に活気を生み、賑わいをもたらします。移動販売との組み合わせも可能です。



② 移動販売

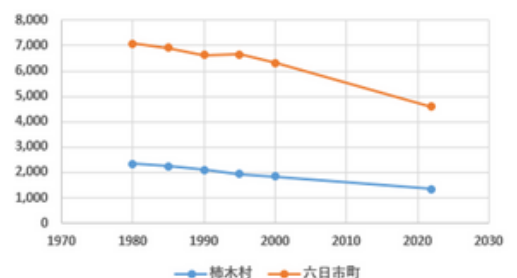
移動販売は巡回して販売を行うことができるので、**買い物が不便な地域では強い味方**になります。一例をご紹介します。

とくし丸

スーパーの売場の商品に店頭価格+10円で販売し、売れなかったものは売場に戻すことができる移動販売の仕組みです。仕入をする必要がなくロスはありません。

とくし丸について詳しくはこちら ▶ <https://www.tokushimaru.jp/>

旧町村比較人口推移（国勢調査より）



吉賀町建築推進協議会 建築ボランティア事業の実施

令和6年12月1日（日）吉賀町建築推進協議会（村上定陽会長 会員数33名）の有志による、建築ボランティア事業が実施されました。この事業は町内の各小学校・中学校や保育所の建付けの悪くなった戸の修理や詰まった雨どいの修理など建築推進協議会の会員が手間賃なしで2時間程度の作業を行うもので、平成18年から実施されており今年で19回目を数えます。

今年も各学校等からご要望をいただき、生徒や保育園児達が安心して施設を利用できるよう整備しました。



柿木小学校職員室の戸の修理



柿木小学校教室の戸の修理



六日市小学校のサッシ修理



六日市小学校屋根の修理

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品品製造業>水産食品品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

※決算及び確定申告を商工会へ依頼される方へ※

令和6年分の確定申告期間

所得税及び復興特別所得税	令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）
個人事業者の消費税	令和7年3月31日（月）まで

※正しい申告のためにも、令和7年2月7日（金）までに関係書類をご持参ください。

～確定申告における感染症対策について～

確定申告期間中、館内の混雑緩和（来館者数の分散）を図る為、ご来館日時を電話等でご相談の上、お越しくさせていただきますようお願いいたします。



インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和6年分の申告用
(個人事業者用)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年分(登録日～12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)

START

令和6年末までにインボイス発行事業者の登録を受けている。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

- ・ 基準期間(令和4年分)の課税売上高
- ・ 特定期間(令和5年1月から6月)の課税売上高*

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます

YES

その他の要件

- ・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない
- ・ そのほか、相続、高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっている場合など2割特例を適用できない場合*に該当しない

※ 具体的には[インボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》](#)をご参照ください

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要

2割特例を適用することはできません

免税事業者の方は消費税の申告義務はありませんが、課税事業者の方は、以下のいずれかの方法により申告を行う必要があります

- ・ 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)。
- ・ 簡易課税による申告(仕入れに係る消費税額について実額計算不要。事前に簡易課税制度選択届出書の提出が必要*)。

※ 令和6年中に免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合や、令和5年分の申告において「2割特例」の適用を受けた事業者の方は、令和6年中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、令和6年分の申告において簡易課税を適用することが可能です。

收受日付印、2025年1月から税務署で廃止

(税務署に、用紙での届出や申告書を提出する方へ)

“收受日付印”とは、税務署が開業届や確定申告書、様々な税金の申告書などを受け取ったときに受領した証として申告書やその控えに押す印のことです。国税庁は2025年1月からこの收受日付印を廃止しました。

コロナ禍の補助金・助成金の申請で收受日付印の有無が、事業所の営業証明としてとても重要だったことは、記憶に新しいところです。

今後はどうすればいいでしょうか？

▶基本は電子送信、『受信通知』が收受日付印のかわり

電子送信を行うと、ご自身のメッセージボックスに『受信通知』が送られてきます。この受信通知を印刷することで、税務署が受領した証を示す文書とすることができます。

※記載されている文字内容だけでなく、「印刷されている様式自体」も証を示す要素になります。

▶紙で提出したい方は、必要なときに『開示請求』で写しを取得する

開示請求等の手続をすることで、書類の閲覧や写しの交付を受けることができます。しかし、日数がかかってしまう場合があることや、手数料が必要となりますので、余裕をもった手続きが必要となります。

▶これまでのところ、代替書類で何とかかなりそう。申請する融資や補助金の公募要領や、ホームページを確認して求めに応じた書類を準備しましょう！

例えば、小規模企業共済の受取りの際に提出する、收受印のある廃業届に代わる書類がホームページに掲載されています。日本政策金融公庫のマル経融資も收受日付印廃止にともなう営業確認書類一覧の変更が行われました。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない こととしました。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

※ e-Taxについては、裏面をご覧ください。

国税庁ホームページに、申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法等を掲載しています。 詳細はこちら

国税の納付はキャッシュレス納付が簡単・便利です。

源泉納税 申告済納税や個人事業者の納付税に対応♪

ダイレクト納付 全ての税目に対応♪

その他の納付方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告会場設置期間は **2月17日(月)から3月17日(月)まで**

※2月10日(月)～2月14日(金)は当日の入場整理券を配付し、還付申告の相談等を受付けます。

申告会場の受付時間は午前8時30分から午後4時までです

土曜・日曜・祝日の執務は行っていません

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は **3月17日(月)まで**

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は **3月31日(月)まで**

便利な振替納税をご利用ください

- 【令和6年分の振替日】**
- 【所得税及び復興特別所得税】
4月23日(水)
- 【消費税及び地方消費税(個人事業者)】
4月30日(水)

書かない確定申告

スマホとマイナンバーカードで確定申告



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」なら金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！

申告書の作成はこちらから

作成できる申告書

- ・所得税の申告書
- ・青色申告決算書
- ・収支内訳書
- ・消費税の申告書
- ・贈与税の申告書

マイナポータル連携でさらに便利！

詳細はこちらから

控除証明書等のデータが自動入力できる♪
確定申告書の作成時間が短縮！
医療費やふるさと納税のデータが自動で連携されて楽！

納付はキャッシュレス納付が便利です！

自宅やオフィスから納付可能！
PCやスマホで簡単手続き！現金管理の効率化！

振替納税	ダイレクト納付
インターネットバンキング等	クレジットカード納付

スマホアプリ納付

※税務署の確定申告会場で不動産の売却や贈与税の申告相談を希望される方は、3月3日から3月17日までにお越しください。

詳しい情報は国税庁ホームページへ **国税庁** で **検索**

問い合わせ先：益田税務署 TEL(0856)22-0444 (代表)

ホームページが**無料**でお作りいただけます！

Goopoo

商工会会員の皆さま限定！

商工会員限定!!
ホームページを無料で作れます
お店の名刺代わりとなり
情報発信や集客ができる
ホームページを作成できます

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>何が必要なの？</p> <p>専用ソフト不要</p> <p>パソコンやスマホがあればホームページが作れます。</p> | <p>難しくわからない…</p> <p>専門知識不要</p> <p>HTMLやCSSがわからなくても大丈夫！</p> | <p>更新する時間がない！</p> <p>家でもお店でも</p> <p>インターネットでどこからでも即更新。</p> | <p>どうやって作るの？</p> <p>3ステップで完成！</p> <p>情報や写真を追加してデザインを選ぶだけ！</p> |
|---|--|--|---|

興味のある方は商工会までお問い合わせください